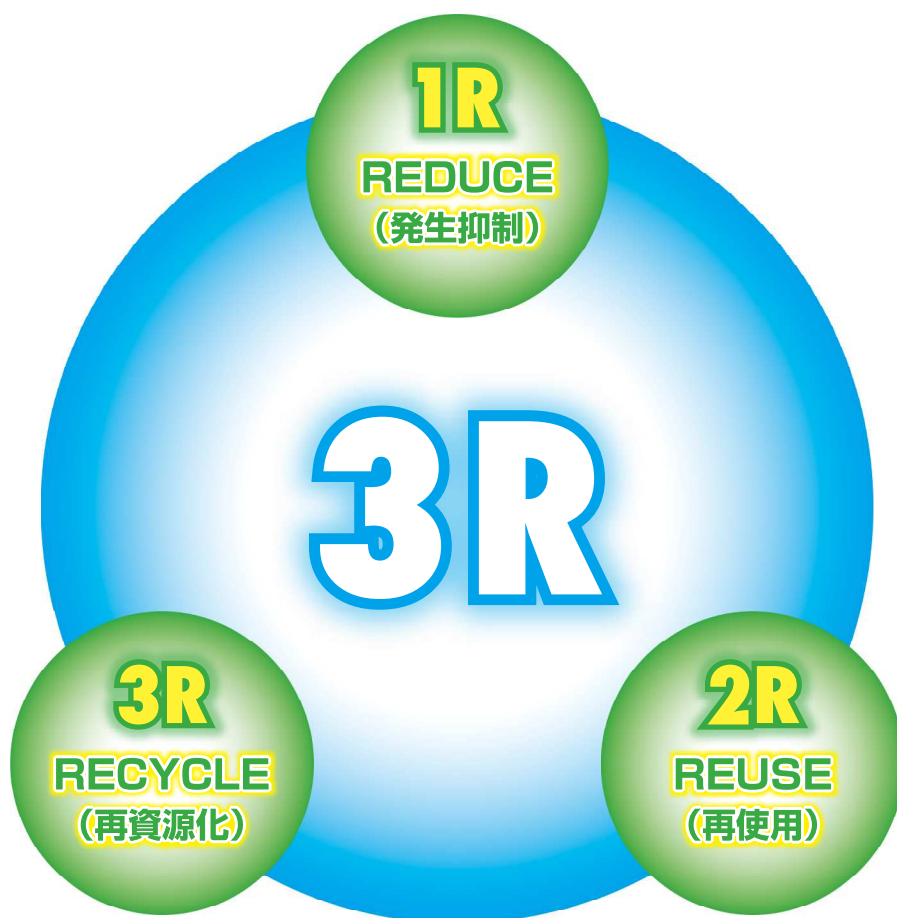


小松島市 ごみの分け方・出し方

ごみを出さないこと、減らすこと



資源としてリサイクルすること

できるだけ繰り返し使うこと

守ってね!!

- ① ごみはきちんと分別して出してください。
- ② ごみ袋は小松島市指定ごみ袋を使用してください。
- ③ 一度に出せるごみは 5 袋までです。
- ④ ごみは収集日当日の午前 8 時 30 分までに出してください。



ごみの減量化について

今、私たちは「ごみの減量化」に努めなければならない局面にあります。その理由は、

1. 地球温暖化が進行している。

ごみを運んだり、燃やしたりすることは二酸化炭素などの温室効果ガスの排出につながり、地球温暖化の原因となります。また、リサイクルにもリサイクルするためのエネルギーが必要となるため、これも地球温暖化の要因となってしまいます。温暖化は、地球規模で非常に深刻な問題です。

2. 天然資源には限りがある。

石油などの天然資源には限りがあります。天然資源は何億年も時間をかけて自然に作られ、製造が困難な資源です。プラスチック製品やガソリンなどの燃料は、限りある資源を消費して作られています。

3. ごみの処理施設・最終処分場が不足している。

ごみの最終処理は、燃やした灰などを最終処分場で埋め立てられています。ごみの量が増えるにつれ最終処分場の処理能力が限界となり、新たに処理施設や最終処分場の建設が必要で、そのためには広大な土地と莫大な費用がかかります。このままでは、処理施設や最終処分場を建設するための土地もいずれなくなり、そうすると、私たちの周りをごみだらけになってしまいます。

これらのことを見 overs と、将来、取り返しのつかないことになるかもしれません。そうならないために、今を生きる子供たちや未来の子供たちのためにも、ごみの減量化に取り組むことが重要です。ごみ減量化の取り組みとして3R政策が展開されています。

3Rとは、

① リデュース (Reduce : 発生抑制)

不要なものを買わない・作らない・受け取らない、ものは永く使うことで、ごみそのものを少なくすることです。

② リユース (Reuse : 再使用)

一度使ったものはすぐに捨てるのではなく、そのまま何度も繰り返して使うことです。

③ リサイクル (Recycle : 再資源化)

不要になったものに手を加え、再び原材料として利用します。

目次

市で収集できるごみ

燃えるごみ	2
燃えないごみ	3
廃プラスチック類	3
ペットボトル	4
金属・空き缶類	5
びん・ガラス類	6
資源ごみ	7

粗大ごみ・多量のごみ	8
乾電池	10

市で収集できないごみ

事業系一般廃棄物	11
産業廃棄物	11
医療系廃棄物	11
その他のもの	11
家電リサイクル法対象機器	12
パソコン	12
ごみ収集許可業者	13
一般廃棄物処理手数料表（持ち込みの場合）	13
ごみ収集日程について	13

市で収集できるごみ

● 燃えるごみ

① 生ごみ

水をよく切って出してください。



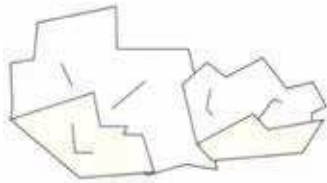
② 衣類・布製品

金具は取り外してください。



③ 紙くず

資源ごみとしてリサイクルできないものです。



④ 木・竹製品

竹串などは先端を折る、厚紙に包むなど危険のないように出してください。



⑤ 靴

金具は取り外してください。



⑥ 革製品

金具は取り外してください。



⑦ 紙おむつ

汚物はトイレで取り除いてください。
ペット（犬や猫など）用トイレの敷物（紙砂など）は、フンをご家庭のトイレで取り除いて燃えるごみとして出してください。



⑧ 草・木の枝、枯れ葉

長さ50cm以内、太さ5cm以内に切って、指定袋に入れてください。
枝などが指定袋に入らない場合は、紐で縛って20cmほどの束にしてください。（他の燃えるごみ袋と合わせて1回5つまで。）



燃えるごみ専用の指定袋に入れて、
収集日当日の朝 8：30 までに出してください。

● 燃えないごみ



① 廃プラスチック類

- ・見た目の汚れが取れていれば良いので、食器を洗った残り水などで軽く洗い流してください。
- ・キャップを外し、中身を抜いて、食器を洗った残り水などですすいでください。
- ・金属等プラスチック以外のものが混じっているときは、金属・空き缶類ごみとして出してください。

1. プラスチック製の容器類

- (例)
- ・カップめん、プリン、ヨーグルトなどの容器
 - ・お菓子、パン、インスタント食品、冷凍食品などの外装、内袋
 - ・プラスチック製のふた（ペットボトル、ビン、プリンのふた）
 - ・持ち帰り用寿司、コンビニ弁当などの容器
 - ・洗剤、シャンプー、リンス、ハンドクリームなどの容器
 - ・詰め替え用洗剤、シャンプーなどの袋
 - ・薬、化粧品、日用品などのケース
 - ・歯ブラシなどのパック
 - ・卵パック、豆腐のパック
 - ・マヨネーズなどのチューブ
 - ・薬、化粧品などの容器
 - ・果物や野菜のネット
 - ・マーガリンの容器
 - ・レジ袋・ビニール袋
 - ・衣料品などの袋
 - ・ラップ



2. 発泡スチロール

- (例)
- ・生鮮食品、刺身用トレイ
 - ・惣菜、和菓子用トレイ
 - ・果物の緩衝材



食品のトレイは洗って、優先的にスーパーなどの回収箱へ出してください。
(店によって回収できるトレイに制限があります。)

3. ゴム類

- (例)
- ・ゴムホース
 - ・長ぐつ



ゴムホースなどの長いものは、50cm以内に切ってください。

4. その他プラスチック類



金属類やガラスなどプラスチック製でないものを中に入れてそのまま出さないでください。

プラスチック類専用の指定袋に入れて、
収集日当日の朝 8 : 30 までに出してください。

市で収集できるごみ

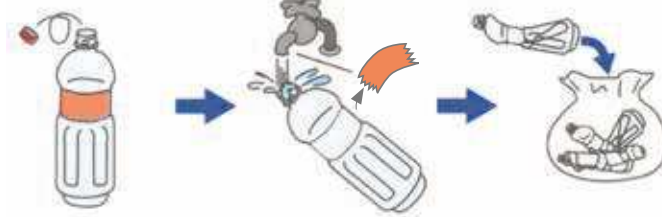
● 燃えないごみ

② ペットボトル



左の識別マークがついている商品の容器が対象です。

- (例)
- ・しょうゆ
 - ・しょうゆ加工品（めんつゆ等）
 - ・みりん風調味料
 - ・食酢
 - ・調味料
 - ・ドレッシングタイプ調味料
 - ・ドリンクタイプの発酵乳
 - ・乳酸菌飲料
 - ・乳飲料
 - ・清涼飲料
 - ・酒類用



キャップ・ラベルを外し、中身を抜いて容器内を水で洗って出してください。

キャップ・ラベルは、「廃プラスチック」として出してください。

プラスチック類専用の指定袋に入れて、
収集日当日の朝 8：30 までに出してください。

● 燃えないごみ

③ 金属・空き缶類

- (例)
- ・ 飲料缶（アルミ・スチール）、缶詰の空き缶・ふた
 - ・ カセットガス缶、スプレー缶
 - ・ 鍋、フライパンその他金属製の調理器具
 - ・ 中身が食品以外の缶
 - ・ アルミホイル・アルミ製品
 - ・ 金属製のふた



あき缶はリサイクルへ



あき缶はリサイクルへ



1. 飲料缶・缶詰は、中身を抜いて容器内を水で洗って出してください。

中身が入ったままではリサイクルできなくなります。



2. カセットガス缶・スプレー缶は、中身を完全に使い切って、**屋外の火の気のないところ**で専用器具等で穴を開けてガス抜きをして出してください。

穴を開けないとガスが完全に抜かず、収集車の中で爆発し火災が発生します。必ず穴を開けてガス抜きしてください。



3. 包丁などの鋭利なものは厚紙に包むなどして「危険」と表示して出してください。

針・カミソリなどは紙に包んで「危険」と表示して出してください。

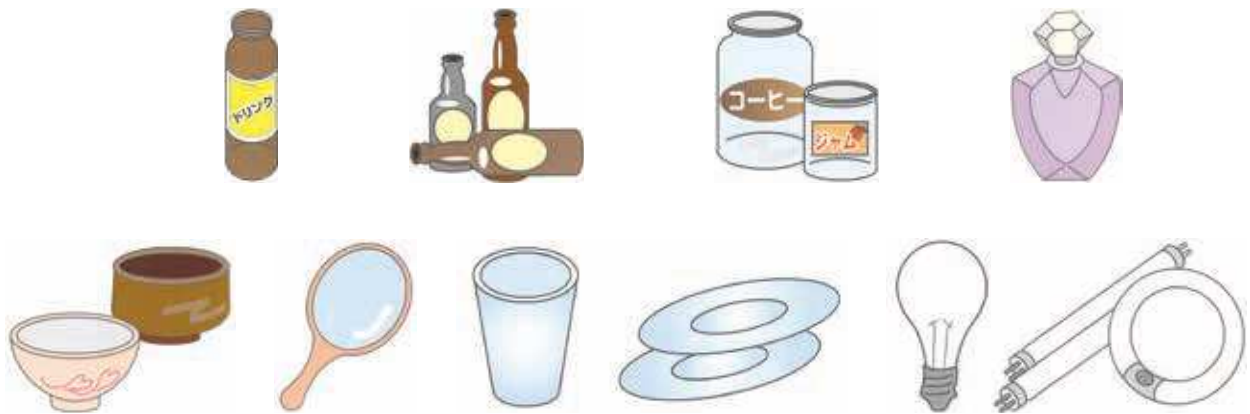


金属・空き缶類専用の指定袋に入れて、
収集日当日の朝 8：30 までに出してください。

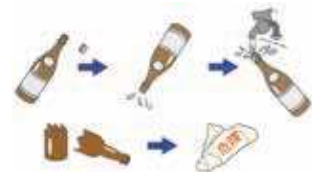
● 燃えないごみ

④ びん・ガラス類

- (例) ・ジュース、ドリンク類、一升びん、コーヒー・ジャムなどの飲料・食品のびん
・食品以外のびん
・茶わん、鉢などの陶磁器類
・鏡、板ガラスなどのガラス製品
・電球、蛍光灯



1. ビールびん、一升びんは販売店に引き取ってもらうようにしましょう。
キャップを外し、中身を抜いて水で洗ってから出してください。割れたものは 紙に包んで「危険」と表示して出してください。キャップは、素材ごとに分別して出してください。



2. 食品以外のびんは、中身を抜いて出してください。
3. ガラス製食器、陶磁器類、ガラス製品の割れたものは紙に包んで「危険」と表示して出してください。



4. 電球・蛍光灯は、割れないよう買った時の専用ケース等に入れるか新聞紙で包んだあと、指定袋に入れて出してください。割れたものは紙に包んで「危険」と表示して出してください。



びん・ガラス類専用の指定袋に入れて、
収集日当日の朝 8 : 30 までに出してください。

市で収集できるごみ

● 資源ごみ

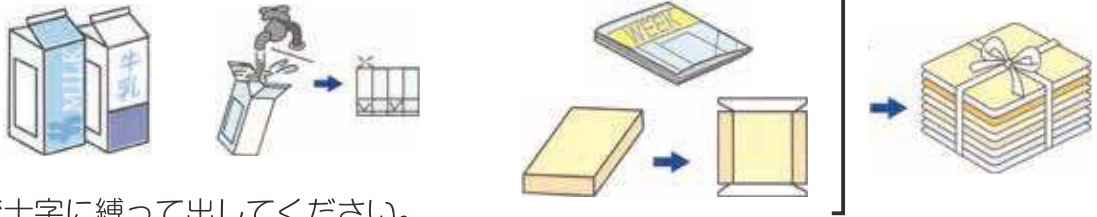
① 新聞（折り込み広告含む）

ヒモで十字に縛って出してください。



② 雑誌類（雑誌・本・菓子箱など）

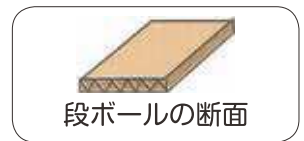
例 ・牛乳パック（内側が白いもの） ・雑誌、本



ヒモで十字に縛って出してください。

牛乳パックは、なるべくスーパーなどの回収箱へ出してください。

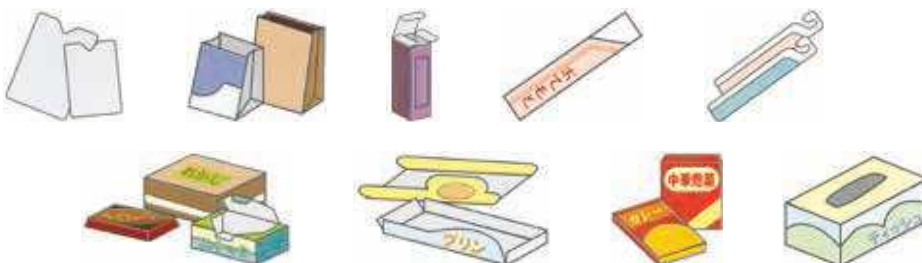
③ 段ボール（断面が波形になっているもの）



④ その他紙類

雑誌類として出してください。

例 ・ワイシャツなどの台紙 ・小売店の紙袋など ・化粧品の箱
・割りばしの袋 ・歯ブラシの台紙 ・スナック菓子などの空き箱
・3個組プリン、ヨーグルトなどの紙製トレイ ・レトルト食品の外箱
・ティッシュの外箱（取出し口のビニールは除去）



汚れのひどいものや特殊な加工をしてあるものは、「燃えるごみ」として出してください。

収集日当日の朝 8：30 までに出してください。

● 粗大ごみ、多量のごみ

粗大ごみ・多量のごみは、通常のごみとして収集できません。
次の方法により処理をお願いします。

① 環境衛生センターへ直接お持込みの場合（有料）

受付日時等は次のとおりです。

受付日時：月曜日～金曜日 午後3：00～4：30

ただし、祝日、5月3日・4日・5日、年末年始は除きます。
年末年始期間については、広報こまつしま12月号を参照するか、環境衛生センターまでお問合せください。

処理手数料：13ページの「一般廃棄物処理手数料表（持ち込みの場合）」をご参照ください。

② 業者依頼の場合（有料）

市の許可を受けた業者にお問い合わせの上、処理を依頼してください。許可業者は、13ページをご参照ください。

③ 粗大ごみ戸別収集の場合（無料）

少量の粗大ごみについて、戸別収集を実施しております。

ご希望される場合は、必ず事前に所定の方法でお申込みください。

地区別に申込み月、収集月を設定しており、収集数量（一世帯1回あたり5個まで）や粗大ごみの出し方などの規定があります。

申込み方法など詳しい内容については、「粗大ごみの戸別収集について」のパンフレットをご覧ください。「粗大ごみの戸別収集について」のパンフレットは、広報こまつしま6月号の折込みのほか、次の場所に置いてあります。

「粗大ごみの戸別収集について」のパンフレット設置場所

- ・市役所1階 総合受付
- ・市役所1階 戸籍住民課
- ・市役所1階 市民生活課
- ・市役所1階 介護福祉課
- ・水道部
- ・サウンドハウスホール
- ・環境衛生センター
- ・市立体育館
- ・市立図書館



上記以外にも、置いている場所がありますので、詳しくは環境衛生センターまでお問い合わせください。

① 粗大ごみ

粗大ごみは、家電製品、タンス、ソファー、ベッドなどの家具類、自転車、ふとん、カーペットなどです。

(例)



アイロン



トースター



たんす



机・テーブル



掃除機



いす・ソファー



ふとん・毛布



自転車



オーディオ機器



炊飯器



扇風機



カーペット
じゅうたん



空気清浄器



電子レンジ



ガスコンロ



本棚



電子オルガン



子供用遊具



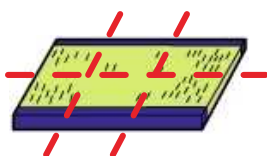
ストーブ
(灯油は完全に抜いてください。)

● たたみ、スプリングマットレスについて

たたみ、スプリングマットレス（マットレス内部にバネが入っているもの）は、処理困難物のため引取りできません。引取りを希望される場合は、必ず下記の状態にして下さい。

(1) たたみ

一畳を6等分に切断する。



(2) スプリングマットレス
バネやフレームなどの金属部分、マット部分を分ける。



ご注意ください

これらのものは収集および処理できません。

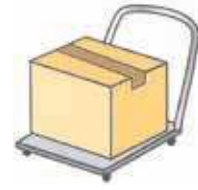
- ・エ ア コ ン
- ・テ レ ビ
- ・電 気 冷 蔵 庫
- ・電 気 冷 凍 庫
- ・電 気 洗 濯 機
- ・衣 類 乾 燥 機
- ・パ ソ コ ン



処分方法については、12 ページをご参照ください。

② 多量のごみ（引っ越し、庭木の剪定などで一時的に出たもの）

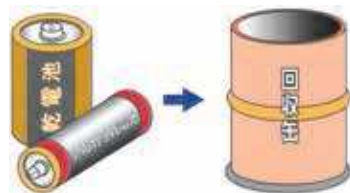
（例）



木の枝などは、長さ 50cm 以内、太さ 5 cm 以内に切ってください。

粗大ごみ、多量のごみを持ち込まれるときは、素材ごとに分別し、指定袋に入れてください。

● 乾電池



市役所ロビー、環境衛生センターに回収缶を置いてあります。

小松島市内の郵便局などでも回収しています。

● その他の電池



ニッカド電池



ニッケル水素電池



リチウムイオン電池



小形シール鉛蓄電池

小型充電式電池：優先的に充電式リサイクル協力店の充電式リサイクルボックスへ出してください。

ボタン型電池：優先的にボタン電池回収協力店のボタン電池回収缶へ出してください。

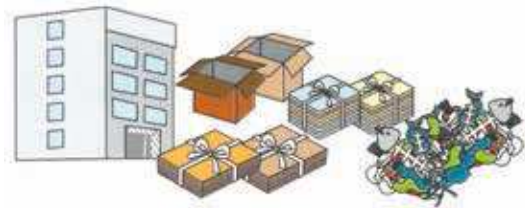


不要になった携帯電話、PHSの本体、電池、充電器は、左のマークのある各社の専売ショップへお持ちください。

市で収集できないごみ

● 事業系一般廃棄物

- ・ 飲食店などから出る調理後の食品くずなど
- ・ 商店から出た包装や容器、段ボール箱など
- ・ 事業所で不要になった書類など



これら事業系一般廃棄物は自己処理が義務付けられています。
市の許可を受けた業者に依頼してください。（有料）

● 産業廃棄物

事業活動に伴って発生したごみで、商品などの製造過程で出た燃えがら、汚泥、廃プラスチック類などです。これらのごみは、法律により事業者の責任において処理することとなっております。

自ら処理できない場合は、産業廃棄物処理業者に依頼してください。
請負工事等で発生した建築廃材も含まれますので、ご注意ください。

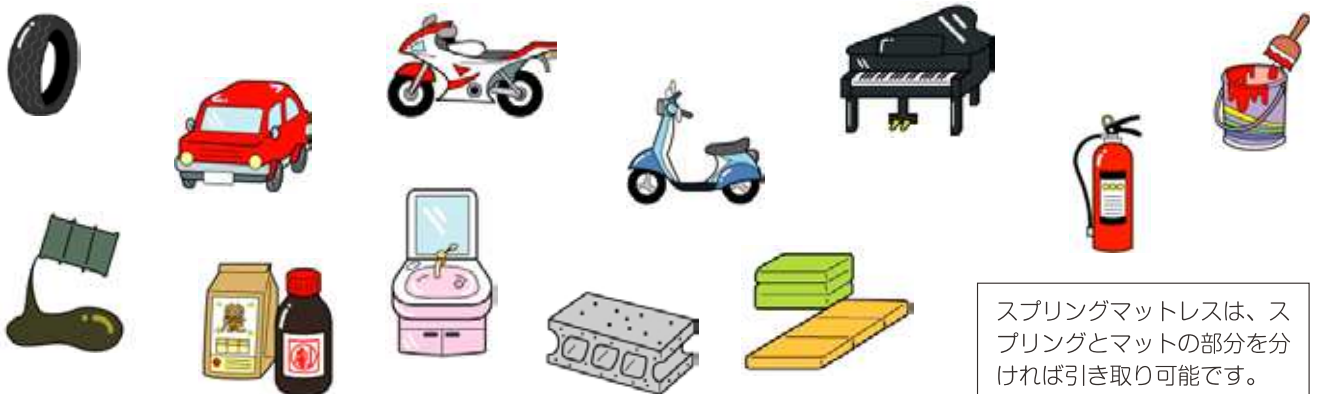
● 医療系廃棄物

薬びん、点滴パック、注射器、注射針など（医師から処方されたもの）は、医療機関に引き取ってもらってください。

● その他のもの

- ・ タイヤ、ホイール
- ・ ガスボンベ
- ・ 塗料
- ・ バッテリー
- ・ ピアノ
- ・ 廃油
- ・ 自動車用部品
- ・ 薬品類
- ・ 農薬
- ・ バイク
- ・ 消火器
- ・ スプリングマットレス

などは、購入店で引き取ってもらうか、それぞれ取り扱っている販売店にご相談してください。

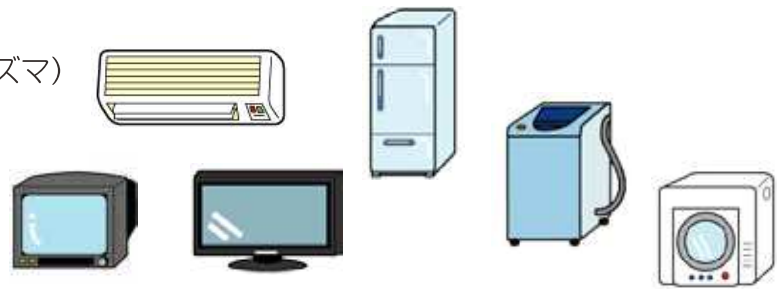


スプリングマットレスは、スプリングとマットの部分に分ければ引き取り可能です。

市で収集できないごみ

● 家電リサイクル法対象機器

- ・エアコン
- ・テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）
- ・電気冷蔵庫
- ・電気冷凍庫
- ・電気洗濯機
- ・衣料乾燥機



家庭から出される上記の機器は、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）によりリサイクルが義務付けられています。

これらのものが不要になったときは、購入した販売店か買い換えをする販売店で引き取ってもらうこととなっています。（リサイクル料金と収集運搬料が必要です。）

購入した販売店が分からない、廃業している場合、あるいは転居などで販売店が遠方の場合は、ご自身で指定引き取り場所に持っていくか、13ページのごみの許可業者に依頼すれば引き取ってもらえます。（リサイクル料金と収集運搬料が必要です。）

● ご自身で引き取り場所に持ちこむ場合

郵便局で家電リサイクル券（有料）を購入し、必要事項を記入のうえ、下記の指定取引場所に持っていけば引き取ってもらえます。

- ・株式会社 旭金属
徳島県徳島市東沖洲1丁目1-2 Tel：088-664-8908

● パソコン

資源の有効な利用促進に関する法律（資源有効利用促進法）の改正により、家庭用の使用済みパソコンは各メーカーが自主回収するようになりました。そのため、デスクトップパソコン（ディスプレイ体型のものも含む）、ノートブックパソコン、ブラウン管式ディスプレイ、液晶ディスプレイは環境衛生センターでは引き取りません。

使用済みのパソコンを出すときは、まずメーカーに自主回収を申し込んだあと、送られてくるゆうパック伝票を使って郵便局を通じてメーカーに送るようになります。（平成15年9月30日以前に購入したパソコンの場合、回収再資源化料金を各メーカーが指定する方法で支払う必要があります。）



不法投棄はしないでください。廃棄物処理法により5年以下の懲役または1000万円以下の罰金に処せられます。なお、不法投棄を発見した場合には、小松島市市民生活課（Tel：32-2147）もしくは警察にご連絡ください。

ごみ収集許可業者

有限会社 小松島クリーンサービス	小松島市中田町字東山66番地5	0885 - 32 - 9542
有限会社 リフレッシュ阿南	小松島市金磯町8番79号	0885 - 32 - 8423
株式会社 三幸クリーンサービスセンター	小松島市田野町字赤石中13番2	0885 - 32 - 8870
四国産業 有限会社	小松島市坂野町字目佐7番地5	0885 - 38 - 1397

一般廃棄物処理手数料表（持ち込みの場合）

● ごみ燃えがら及び粗大ごみ（本市が処分をする場合）

取扱区分	単位	処理手数料
最大積載量1トン以下又は定めのない車両	1台につき	2,200円
最大積載量1トンを超える車両	1台につき	2,200円に車両の最大積載量が1トンまでを増すごとに2,200円を加算した額

ごみ収集日程について

ごみ収集日程は、「家庭ごみ収集日程・地区割表」でご確認ください。家庭ごみ収集日程・地区割表は、広報こまつしま1月号の折込みのほか、次の場所に置いてあります。

「家庭ごみ収集日程・地区割表」設置場所

- ・市役所1階 総合受付
- ・サウンドハウスホール
- ・市立体育館
- ・市役所1階 戸籍住民課
- ・環境衛生センター
- ・市立図書館
- ・水道部

上記以外にも、置いている場所がありますので、詳しくは環境衛生センターまでお問い合わせください。

※本冊子で使用している一部イラストの著作権は、経済産業省に帰属します。



ごみに関するお問い合わせ

小松島市環境衛生センター

小松島市芝生町字花谷 3 番地

TEL (0885) 32-8290

この冊子の内容については、小松島市ホームページでもご覧いただけます
<http://www.city.komatsushima.tokushima.jp/>